

令和元年国土交通省令第十号

国土交通省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（平成二十八年法律第九号）第九条第三項の規定に基づき、国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（操縦者の通報の方法）

第二条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行う者とする者（以下「操縦者」という。）のうち対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（土地の所有者又は占有者にあつては、正当な権原を有する者に限る。以下「空港管理者等」という。）が行う法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域の対象大会関係空港の管理者に提出して行うものとする。

一 小型無人機等の飛行を行う日時  
二 小型無人機等の飛行を行う目的  
三 小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域内の区域  
四 操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号  
五 操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行うとする場合に限る。）

六 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）  
前項の規定は、操縦者のうち空港管理者等以外の者が行う法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは、「通報は、空港管理者等の同意を得た上で」と、「事項」とあるのは「事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした空港管理者等の氏名、住所及び電話番号」と、「通報書」とあるのは「通報書並びに小型無人機等の飛行について同意をした空港管理者等の同意を証明する書面の写し」と読み替えるものとする。

（緊急時の特例）  
第五条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を当該小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域の対象大会関係空港の管理者に対して口頭で行うことで足りる。

第三十一条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行う者とする者（以下「公務操縦者」という。）が行う法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる書類を、当該小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域の対象大会関係空港の管理者に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書  
イ 公務操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号  
ロ 公務操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号  
ハ 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の名称、事務所の所在地、担当者の氏名及び電話番号（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）  
ニ 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

（公務操縦者の通報の方法）  
第三条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行う者とする者（以下「公務操縦者」という。）が行う法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる書類を、当該小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域の対象大会関係空港の管理者に提出して行うものとする。

この省令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十号）の施行の日（令和元年六月十三日）から施行する。

附則（令和元年六月二十八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年七月一四日国土交通省令第六四号）  
この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）  
（施行期日）  
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り續て使用することができる。

附則（令和二年二月二八日国土交通省令第一〇二号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。

（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の一部改正）  
2 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第九八号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条（見出しを含む。）中「国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則」を「国土交通省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則」に改める。

別記様式第一号（第2条関係）

小販無人販売等の施行に関する通知書

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別開催法第31条第1項の規定により読み替えて適用される重要施設周辺の地域の上記における小販無人販売等の施行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

対象大会関係施設の管理者 殿

掲載者 氏名

|                                                  |                               |
|--------------------------------------------------|-------------------------------|
| 小販無人販売等の<br>施行を行う日時                              | 年 月 日 時 分から 時 分まで             |
| 小販無人販売等の<br>施行を行う上での<br>小販無人販売等の<br>施行に係る区域      |                               |
| 掲載者                                              | 氏 名<br>生 年 月 日<br>住 所<br>電話番号 |
| 掲載者の勤務先                                          | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号          |
| 同意をした関係<br>大会関係施設の<br>管理者又は土地<br>の所有者若しくは<br>占有者 | 氏 名<br>住 所<br>電話番号            |

|                   |     |     |        |
|-------------------|-----|-----|--------|
| 掲載の範囲             | 施設名 | 区 画 | 設置箇所   |
| 掲載の<br>一 画<br>の位置 | 所在地 | 大きさ | 設置 数 物 |
| 外 観               |     |     |        |
| (写真)              |     |     |        |
| 備考                |     |     |        |

- 備考1 小販無人販売等の施行に係る区域の欄には、小販無人販売等の施行に係る対象施設周辺の地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を占す施設を併記すること。
- 2 掲載者欄には、法律第31条第1項の規定により読み替えて適用される小販無人販売等施行禁止法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小販無人販売等の施行を行う者であることを記載すること。
- 3 掲載者の勤務先欄には、掲載者が当該者の勤務先の職种として小販無人販売等の施行を行う場合次のとおり記載すること。
- 4 同意をした対象大会関係施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、掲載者が対象大会関係施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の職名を得た者である場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象大会関係施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が職数の場合は、別紙に記載の上、これを併記すること。
- 6 掲載の掲載欄には、小販無人販売等施行禁止法第3条第3項に定める小販無人販売又は重要施設の周辺地域の上記における小販無人販売等の施行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる掲載のいずれに該当するかを記載すること。
- 7 設置箇所欄には、設置箇所、設置箇所、管理箇所、管理箇所、設置箇所、設置箇所の他にいかなる名称であるかを併記せず、小販無人販売等の施行に係る掲載を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二号（第3条関係）

小販無人販売等の施行に関する通知書

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別開催法第31条第1項の規定により読み替えて適用される重要施設周辺の地域の上記における小販無人販売等の施行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

対象大会関係施設の管理者 殿

公称掲載者 氏名

|                                             |                                   |
|---------------------------------------------|-----------------------------------|
| 小販無人販売等の<br>施行を行う日時                         | 年 月 日 時 分から 時 分まで                 |
| 小販無人販売等の<br>施行を行う上での<br>小販無人販売等の<br>施行に係る区域 |                                   |
| 公称掲載者                                       | 氏 名<br>生 年 月 日<br>住 所<br>電話番号     |
| 公称掲載者の<br>勤務先                               | 名 称<br>所 在 地<br>電話番号              |
| 小販無人販売等の<br>施行を委託した<br>国又は地方公共<br>団体の機関     | 機関の名称<br>住所（国又は地方公共団体の機関）<br>電話番号 |

|                   |     |     |        |
|-------------------|-----|-----|--------|
| 掲載の範囲             | 施設名 | 区 画 | 設置箇所   |
| 掲載の<br>一 画<br>の位置 | 所在地 | 大きさ | 設置 数 物 |
| 外 観               |     |     |        |
| (写真)              |     |     |        |
| 備考                |     |     |        |

- 備考1 小販無人販売等の施行に係る区域の欄には、小販無人販売等の施行に係る対象施設周辺の地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を占す施設を併記すること。
- 2 公称掲載者欄には、法律第31条第1項の規定により読み替えて適用される小販無人販売等施行禁止法第10条第2項第3号に掲げる小販無人販売等の施行を行う者であることを記載すること。
- 3 小販無人販売等の施行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公称掲載者が国又は地方公共団体の委託を受けて小販無人販売等の施行を行う場合次のとおり記載すること。
- 4 掲載の掲載欄には、小販無人販売等施行禁止法第3条第3項に定める小販無人販売又は重要施設の周辺地域の上記における小販無人販売等の施行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる掲載のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 設置箇所欄には、設置箇所、設置箇所、管理箇所、管理箇所、設置箇所、設置箇所の他にいかなる名称であるかを併記せず、小販無人販売等の施行に係る掲載を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 6 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。